



固定資産税に関する届け出・申告を忘れずに 取壊し家屋（建物）の届け出

令和6年中に家屋（全部または一部）を取り壊した場合、届け出が必要です。

○**登記されている家屋**…東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記

○**未登記の家屋**…課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出

※取壊しの届け出がないと、令和7年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

次の申告は1月31日(金)までに

■住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、令和6年中に次の①～④に該当する場合は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

- ①土地を新しく住宅用地として使用した。
- ②土地を住宅用地として使用しなくなった。
- ③住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新（増）築した。
- ④住宅を事業用家屋に用途変更した。

■建替え中の住宅用地の特例（建替え特例）の申告

建替えのため住宅を取り壊し、賦課期日（1月1日）に住宅は存在しないが3月末までに新築工事に着手している場合は、住宅用地の特例を受けられる可能性があります。該当する場合は申告してください。

※詳しくは問い合わせてください。

固定資産税（家屋）の減額措置

住宅のバリアフリー改修や耐震改修、省エネ改修など、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。工事後3か月以内に申告が必要です。

※詳しくは問い合わせてください。

申告先・問合せ 課税課資産税係☎ 158



令和6年分 所得税の確定申告 税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士が無料申告相談を行い、パソコンで申告書を作成します。

※オンラインによる事前予約が必要です。

日 時 2月3日(月)～7日(金)午前9時～午後4時
(1区分30分間)

※各日午後3時～4時は当日受付用のため、予約はできません。

会 場 市役所4階大会議室

※持ち物など詳しくは、右記の二次元コードから確認してください。

※確定申告については、広報はむら1月15日号でお知らせします。

※土地・建物・株式の譲渡所得の相談はできません。

事前予約 1月10日(金)午前9時～2月4日(火)午後3時30分

※詳しくは「税理士による無料相談（青梅）ウェブサイト」を確認してください。

※**電話で予約はできません。注意してください。**

※申告書などの提出のみの場合は、下記に郵送してください。

〒183-8510 東京都府中市本町4-2

東京国税局業務センター武蔵府中分室

オンライン予約が不安な方は…

今年のみ、オンライン予約のサポートを行います

日 時 1月14日(火)～17日(金)午前9時～午後4時30分
(正午～午後1時を除く)

会 場 市役所1階多目的室

※スマートフォンをお持ちください。

※無料申告相談の候補日を複数用意してきてください。

※メールアドレスも必要です。メモなどをお持ちください。

■予約方法など、無料申告相談に関する問合せ

青梅税務署☎ 0428-22-3185（自動音声に従って「2」を選択してください）

■予約サポートに関する問合せ

羽村市課税課市民税係☎ 165



▲持ち物などはこちらから確認（市公式サイト）



▲税理士による無料申告相談

令和7年度の住民税に係る税制改正

令和7年度から適用される個人住民税（市・都民税）の主な税制改正は、次のとおりです。

住宅ローン控除の拡充

- (1) 子育て世帯等(18歳以下の扶養親族を有する子育て世帯または夫婦のいずれかが39歳以下の若者夫婦世帯)が、令和6年中に入居した場合は、借入限度額の上乗せを行う。

●改正前（令和6年・7年入居）

新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

●改正後（令和6年入居）

借入限度額	新築・買取再販住宅	認定住宅 (認定長期優良・認定低炭素)	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
	子育て世帯等 それ以外	5,000万円 4,500万円	4,500万円 3,500万円	4,000万円 3,000万円

※所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除します。

- (2) 令和6年中に入居した場合は、新築住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

※詳しくは市公式サイト「令和7年度住民税から適用の税制改正」を確認するか、問い合わせてください。

問合せ 課税課市民税係☎ 162

令和7年度住民税から適用の
税制改正（市公式サイト）▶



注意！確定申告用紙は原則、送付されません

前年に確定申告を行っていても、令和6年分の申告用紙は原則、青梅税務署から送付されません。

e-Tax（電子申告）を利用するか、市役所または青梅税務署に申告用紙を取りに来てください。

※国税庁ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

▶市役所での配布…1階市民ホールで1月20日(月)から

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門☎ 0428-22-3185
(自動音声に従って「2」を選択してください)



▲国税庁ウェブサイトはこちら

